

魚沼市伝統文化芸能育成事業補助金交付要綱

平成26年3月31日

告示第41号

(趣旨)

第1条 市長は、地域における伝統的な文化芸能の保存活用及び地域振興の促進を図るため、伝統文化芸能育成事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、魚沼市補助金等交付規則(平成17年魚沼市規則第37号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において伝統文化芸能等とは次に掲げるものをいう。

- (1) 指定文化財(魚沼市文化財保護条例(平成17年魚沼市条例第107号)により指定された有形又は無形民俗文化財をいう。)
- (2) 各地域が伝承する民俗芸能で後世に残すことが必要と認められる伝統行事及び芸能
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めた文化芸能

(補助対象経費の範囲)

第3条 第1条に規定する経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する伝統文化芸能等の育成及び普及活動の推進、活用又は保護に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 講師料
- (2) 衣裳費
- (3) 舞台道具
- (4) 衣裳箱及び道具格納庫
- (5) その他市長が認めるもの

(交付基準)

第4条 この補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(申請者の要件)

第5条 規則第4条に規定する申請者は、市税等を滞納してはならない。

(交付の申請)

第6条 補助金を受けようとする者は、事業を行おうとする場合にあっては、事前に伝統文化芸能育成事業補助金交付申請書(別記様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする伝統文化芸能等の概要
- (2) 補助金の交付を受けようとする内容及び関係書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める資料

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(検討)

2 この要綱は、この要綱の施行後4年を経過した場合において、この要綱の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、この要綱の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要の措置を講ずるものとする。

別記様式(第6条関係)

伝統文化芸能育成事業補助金交付申請書

補助金等の交付を受けたいので、魚沼市補助金等交付規則により、次のとおり申請します。

年 月 日

魚沼市長 様

(年度)

1 申請者	住所				
	氏名 (名称、代表者)	電話番号 ー			
2 補助事業の名称					
3 補助事業の目的					
4 補助事業の内容					
5 交付申請額	円	6 完了予定年月日	年	月 日	
7 交付申請額の算出 基礎					
8 補助 事業 費の 内訳	収 入		支 出		
	項 目	金額(円)	項 目	金額(円)	説 明
	市補助金				
		計		計	
9 添付書類	<input type="checkbox"/> 伝統文化芸能等の概要 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> その他()				

交付・不交付の決定調書(申請者は、以下記入しないでください。)

1 補助金等の名称 及び予算科目	補助金等の名称								予算残額(本件 執行伺 いの前 の金額)
	会計	事業 No.	款	項	目	節	細節	細々 節	
2 交付決定額	円(事業に要する経費 円)								
3 補助金等交付決定の根拠等									
4 不交付の場合その理由									
5 交付条件	<p>(1) 補助金等決定の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付けによる補助金等交付申請書記載のとおりであること。</p> <p>(2) 次の場合は、速やかに報告し、市長の承認を受けること。 ア 補助事業の内容の全部又は一部を変更するとき。 イ 補助事業を中止し、又は廃止するとき。 ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合</p> <p>(3) 魚沼市補助金等交付規則の規定を遵守すること。</p> <p>(4) その他</p>								